

農業委員会からのお知らせ

『農地の賃借料の参考価格』



令和元年中の利用権設定（賃借料）の平均額は下記のとおりとなりました。
令和2年度の農地賃借料決定の参考にしてください。

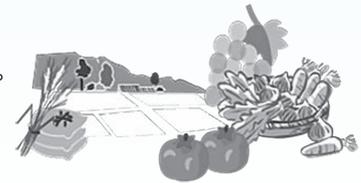
なお、賃借料は、土地条件等で異なりますので、双方話し合いの上決定してください。

賃借料の参考価格

作物別	10a当りの平均額（円）
水稲、麦、大豆等	11,500
果樹（柿）	8,000
果樹（ぶどう）	13,100
植木、苗木	21,800
野菜	13,900

【備考】

- ・金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- ・借賃が物納の場合は、1俵あたり14,000円で計算しています。
- ・最高額、最低額を除いて平均を求めています。



●問合せ うきは市農業委員会 Tel.75-4976

うきは市薪ストーブ等設備導入補助金



うきは市では、市内の事業所または農業用施設に薪ストーブや薪ボイラーを購入・設置する個人や法人に、設置費用を最大30万円まで補助します。見積書など必要書類を用意のうえ、市役所企画財政課企画調整係へ提出ください。

- 申請期間：令和3年2月28日まで
- 補助額：補助対象経費の2分の1（上限30万円）
- 対象者：次の要件をすべて満たす者
 - ①市内の事業所または農業用施設に薪ストーブ・薪ボイラー（以下「薪ストーブ等」という。）を購入・設置し、事業を営む個人事業主、法人または団体。
※実績報告時までに起業予定の人も含む
 - ②市税、国民健康保険税、税外徴収金等を滞納していないこと
 - ③申請時において、薪ストーブ等の購入及び工事に着手していないこと
 - ④令和3年2月末までに設置及び支払いを完了し、実績報告書を提出できる人
 - ⑤自己所有でない建物に設置する場合は、所有者の承認を得ている人
 - ⑥薪ストーブ等を適正に管理し、適正管理に関する誓約書を提出できる人
 - ⑦薪ストーブ等の使用状況など、市の調査・普及活動に協力できる人
 - ⑧過去にこの補助金を受けたことがないこと
 - ⑨暴力団関係者でないこと



市ホームページ
QRコード

くわしくは、うきは市ホームページをご覧ください (<http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/>)

●問合せ 企画財政課企画調整係 Tel.73-9152